

公営選挙ポスター掲示場設置等業務仕様書

(※日程については仮であり、選挙期日次第で変更する。)

1. 業務名

令和9年執行統一地方選挙に係る公営選挙ポスター掲示場設置等業務

2. 業務内容

選挙時において、立候補者がポスターを貼るための掲示板を作成し、市内指定箇所該当掲示板を設置し、期間終了後に撤去するもの。

3. 設置数および設置場所

八尾市選挙管理委員会(以下「選管」という。)が指定する市内325箇所とする。(箇所数については予定であり、場所は別途通知する)

ただし、掲示板の作成数は335箇所分とする(10箇所分は予備とし、受注者保管とする。)

4. 掲示板の規格(別紙1及び2を参照)

(1) 規格

- | | |
|---------|--|
| ①区画数 | 府議会議員 8区画(2段)
府知事 12区画(2段)
市議会議員 44区画(4段)
市長 6区画(3段)
(区画数については予定である。) |
| ②区画の大きさ | 縦・横430mm(区画線は含まない。) |
| ③区画線の幅 | 10mm～20mm |
| ④裏面 | 30mm×30mmの角材で枠を組み、板のつなぎ目等にも同じ角材を取付け、各区画に凹凸が生じないようにすること。 |
| ⑤その他 | 大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙の掲示板については、八尾市議会議員選挙及び八尾市長選挙の掲示板の前面に、再剥離可能な粘着シートを貼付するか、または容易に撤去できる軽量の板材を重ねて固定するなど、中間撤去の際に迅速かつ安全に取り外せる構造とすること。 |

(2) 文字等

- ①文字、数字はゴシック体とする。
- ②配色については、1色(黒色)とする。
- ③区画内にポスター掲示番号を印字する。

- ④「見出し」及び「注意書き」は別紙1のとおり。なお、「見出し」の下部において、設置場所番号を付すこと。

(3) 材質

- ①掲示板については、再生パルプ耐水ボードもしくは再生プラスチックリサイクルボード（エコマーク認定商品で選管が認めたもの）を使用し、厚さは3.5mmとすること。
- ②角材、支柱については、間伐材等の地球環境にやさしいものを使用すること。

5. 設置期限（予定）

令和9年3月12日（金）までに設置すること。

6. 設置方法

- ①ブロック塀、板塀および鉄柵に取り付ける場合（130箇所）

鉄製取付金具（以下「アングル」という。）を掲示板の上部、両端に釘付けし、ブロック塀等に掛ける。塀を保護するため、アングルに布を巻きつけること。

必要に応じて、掲示板を固定するための処置を講ずること。

- ②金網に取り付ける場合（169箇所）

ビニール被覆の針金等で固定し、取り付ける。ただし、金網の強度を考慮し、必要に応じて、背面支え、杭などを利用し掲示板を固定するための処置を講ずること。

- ③野立ての場合（26箇所）

掲示板を支柱（例：角材60mm×60mm、長さ2,000mm）に取り付け、背面支え（例：角材45mm×45mm、長さ2,800mm）を使用し、各々杭（φ80mm程度）等で固定し、風雨等で転倒・破損しないように強度を保つこと。なお、同程度の強度が保たれる場合は、他の材質の支柱、背面支えの利用は可とする。

- ④その他

以上の仕様で設置するが、構築物等の事情により、掲示板の保全又は安全から補強が必要な場合は、更なる補強措置を講ずるものとする。設置参考例は別紙2のとおりとする。

7. 設置に関する注意事項

- ①各区画は必ず平面であること。（板が反ったり、盛り上がったたりすること

が無いように設置すること。)

- ②作業時間は午前 9 時から午後 5 時までを基本とする。
- ③設置作業に着手する日までに、すべての場所の現場確認を行い、写真撮影し、データで選管に提出すること。なお、提出時の写真データのファイル名には設置場所番号を入れること。
- ④選管から事前に配付する、ポスター掲示場設置上の注意事項を厳守し、設置場所台帳に基づき取り付けること。なお、取付けの際に、選管職員の現場立会いは無い。
- ⑤設置場所については、事前にその所有者等に承諾は得ているが、設置する際には、必ずその所有者等に作業開始の旨のあいさつを行うこと。
- ⑥掲示板の一部が、樹木や電柱、支線等に隠れることのないように設置すること。
- ⑦設置に際しては地下埋設物等(ガス管、水道管等)に損傷を与えないよう注意すること。
- ⑧設置期間が長期間にわたるため、風雨に十分耐えるような構造上の強度を考慮して設置すること。
- ⑨設置形態については、車両・歩行者等の通行に支障をきたさないよう(特に道路の見通し)十分に配慮をすること。
- ⑩設置作業中は周辺の道路交通に支障のないよう留意するとともに、道路管理者及び警察の注意事項を遵守すること。
- ⑪設置作業中に工作物等に損害を与えないよう十分に配慮すること。万一、損害を与えた場合の賠償については、受注者の負担とする。
- ⑫使用した杭、番線、釘等を放置しないこと。杭、番線、釘等は通行人にケガ等がないよう取り付けること。
- ⑬設置状況について、毎日、メール・FAX等にて報告すること。

8. 期間中の保全及び補修

- ①設置期間中(土、日、祝日及び夜間を含む)は、倒壊・破損等の不測の事故に対して常時、迅速に対応できる体制を確保すること。
- ②適宜設置箇所を巡回し、安全性及び破損等の確認を行い、必要であれば直ちに選管に連絡し、担当者の指示を受けること。
- ③設置管理に伴う第三者への損害の賠償は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する場合においては、この限りでない。
- ④掲示板が変形した場合、受注者の負担により、直ちに取り替えること。

9. 設置完了・写真の提出

設置が完了した掲示場の現況写真を、大阪府知事選挙の告示日の3日前までにデータで選管に提出すること。なお、設置箇所特定のため、設置場所番号が写るように撮影し、提出時の写真データのファイル名には設置場所番号を入れること。

現況写真を選管に提出した後、選管の確認完了連絡をもって作業完了とする。

10. 中間撤去

(1) 期間 大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙の選挙期日翌日から5日間

(2) 撤去時の注意

- ①作業時間は午前9時から午後5時までとする。
- ②撤去の際、使用した杭、番線、釘等は放置してはならない。特に田・畑・公園の場合、清掃を徹底すること。
- ③野立ての場所において、杭等の撤去がある場合、跡は必ず埋め戻しておくこと。
- ④撤去作業中に周辺の工作物等に損傷を与えた場合、受注者の責任において修復しなければならない。
- ⑤使用した資材は、受注者において責任をもって回収・処分すること。掲示板はリサイクルを図り、角材等については、公共的な再利用のため提供する場合もあるので、選管の指示に従うこと。
- ⑥八尾市議会議員選挙及び八尾市長選挙用の掲示場の表面の汚れを拭き取ること。
- ⑦毎日の撤去状況を選管まで報告し、撤去完了後、撤去完了報告書を速やかに提出すること。
- ⑧中間撤去後の現地の現況写真をデータで選管に提出すること。なお、撤去場所特定のため、設置場所番号が写るように撮影し、提出時の写真データのファイル名には設置場所番号を入れること。

11. 撤去

(1) 期間 八尾市議会議員選挙及び八尾市長選挙の選挙期日翌日から14日間

(2) 撤去時の注意

- ①作業時間は午前9時から午後5時までを基本とする。
- ②撤去の際、使用した杭、番線、釘等は放置してはならない。特に田・畑・公園の場合、清掃を徹底すること。

- ③野立ての場所については、杭等の跡は必ず埋め戻しておくこと。
- ④撤去作業中に周辺の工作物等に損傷を与えた場合、受注者の責任において修復しなければならない。
- ⑤使用した資材は、受注者において責任をもって回収・処分すること。掲示板はリサイクルを図り、角材等については、公共的な再利用のため提供する場合もあるので、選管の指示に従うこと。
- ⑥毎日の撤去状況を選管まで報告し、撤去完了後、撤去完了報告書を速やかに提出すること。
- ⑦撤去後の現地の現況写真をデータで選管に提出すること。なお、撤去場所特定のため、提出時の写真データのファイル名には設置場所番号を入れること。